

## 本市の生活困窮世帯、子育て世帯への経済支援について

| 目次                                      | ページ   |
|---|-------|
| 1 生活困窮世帯への経済支援について                      | 1～7   |
| 2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者<br>自立支援金給付事業について    | 8～12  |
| 3 大学生等における新型コロナウイルス感染症の<br>影響及び支援制度について | 13～15 |
| 4 子育て世帯への経済支援について                       | 16～18 |

企画財政部  
福祉部  
こども部  
中央総合事務所  
東総合事務所  
南総合事務所  
北総合事務所



# 1 生活困窮世帯への経済支援について

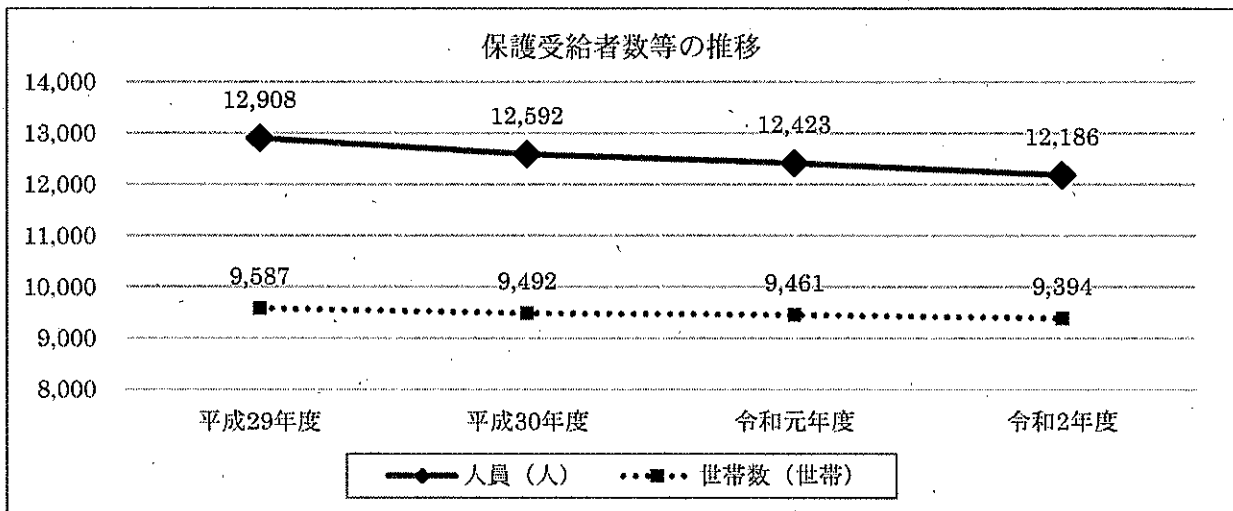
生活困窮者に対する支援については、生活保護の申請受付をはじめ、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、家計改善支援事業及び住居確保給付金の支給などを実施している。

長崎市の保護率については、平成 25 年度の 3.19% をピークに減少傾向にあり、近年は約 3% で推移している。令和 2 年度における生活保護の相談件数は、4 月及び 8 月から翌年 1 月までの約半年間（2 ページ参照）については、前年同時期と比較すると増加しているものの申請件数自体に大きな変化は認められない。

一方、自立相談支援機関に寄せられる相談件数や住居確保給付金の申請件数は、同給付金の要件緩和（5～6 ページ参照）もあり、コロナ禍になる前と比較して増加傾向にある。

## (1) 生活保護の動向

### ア 保護受給者数等の推移



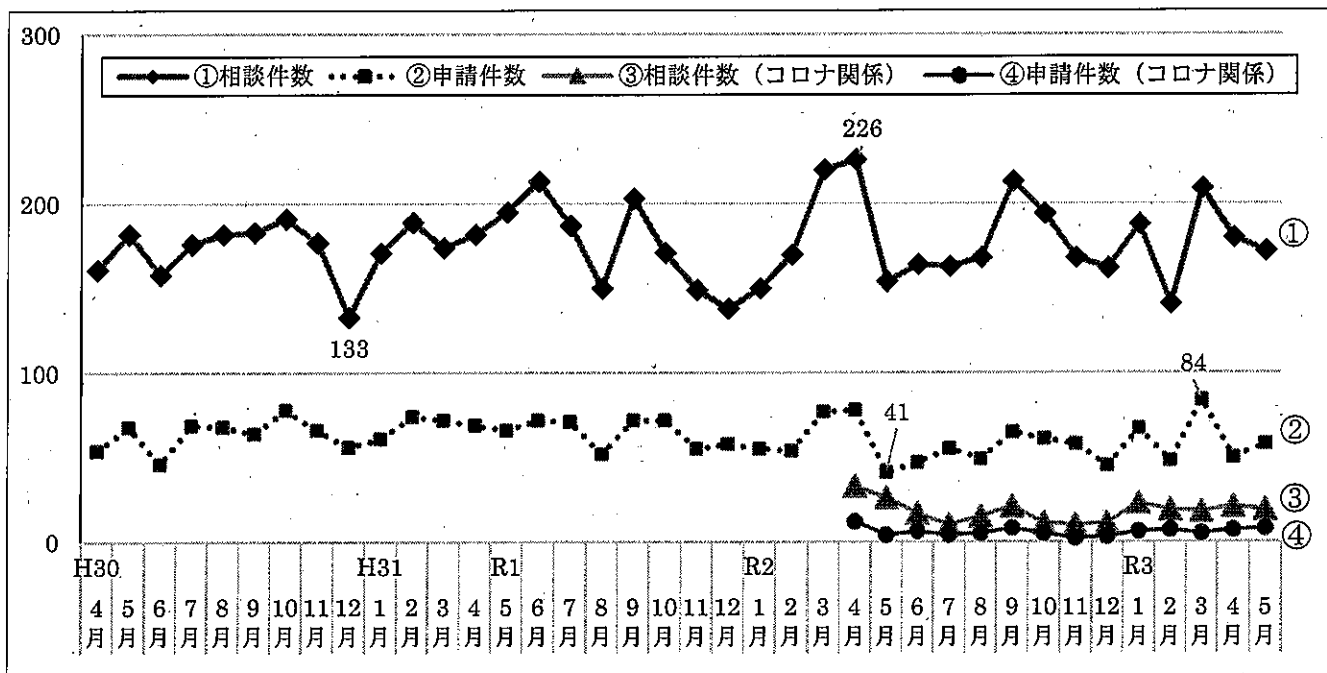
| 年 度      | 世帯数 (対前年度伸率)     | 人員 (対前年度伸率)      |
|----------|------------------|------------------|
| 平成 29 年度 | 9,587 世帯 (▲0.7%) | 12,908 人 (▲2.3%) |
| 平成 30 年度 | 9,492 世帯 (▲1.0%) | 12,592 人 (▲2.4%) |
| 令和元年度    | 9,461 世帯 (▲0.3%) | 12,423 人 (▲1.3%) |
| 令和2年度    | 9,394 世帯 (▲0.7%) | 12,186 人 (▲1.9%) |

### イ 保護率の推移

| 年 度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|----------|----------|-------|-------|
| 保護率 | 3.06%    | 3.02%    | 3.02% | 3.00% |

※各年度の数値は、年間平均値（保護率＝被保護人員/人口）

ウ 生活保護相談件数の推移



【平成30年度】

|        | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 計     |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 相談件数   | 161 | 182 | 158 | 176 | 182 | 183 | 191 | 177 | 133 | 171 | 189 | 174 | 2,077 |
| うち申請件数 | 54  | 68  | 46  | 69  | 68  | 64  | 78  | 66  | 56  | 61  | 74  | 72  | 776   |

【令和元年度】

|        | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月         | 計            |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|--------------|
| 相談件数   | 182 | 195 | 213 | 187 | 150 | 203 | 171 | 149 | 138 | 150 | 170 | 220<br>(4) | 2,128<br>(4) |
| うち申請件数 | 69  | 66  | 72  | 71  | 52  | 72  | 72  | 55  | 58  | 55  | 54  | 77<br>(0)  | 773<br>(0)   |

【令和2年度】

|        | 4月          | 5月          | 6月          | 7月          | 8月          | 9月          | 10月         | 11月         | 12月         | 1月          | 2月          | 3月          | 計              |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|
| 相談件数   | 226<br>(33) | 154<br>(26) | 164<br>(17) | 163<br>(10) | 168<br>(15) | 213<br>(21) | 194<br>(11) | 168<br>(10) | 162<br>(11) | 188<br>(23) | 141<br>(19) | 209<br>(18) | 2,150<br>(214) |
| うち申請件数 | 78<br>(12)  | 41<br>(4)   | 47<br>(6)   | 55<br>(4)   | 49<br>(5)   | 65<br>(8)   | 61<br>(5)   | 58<br>(2)   | 45<br>(3)   | 67<br>(6)   | 48<br>(7)   | 84<br>(5)   | 698<br>(67)    |

【令和3年度】

|        | 4月          | 5月          |
|--------|-------------|-------------|
| 相談件数   | 180<br>(21) | 172<br>(27) |
| うち申請件数 | 50<br>(7)   | 58<br>(8)   |

※( )書きはコロナに関連する件数

※網掛けは前年度と比較して増加した月

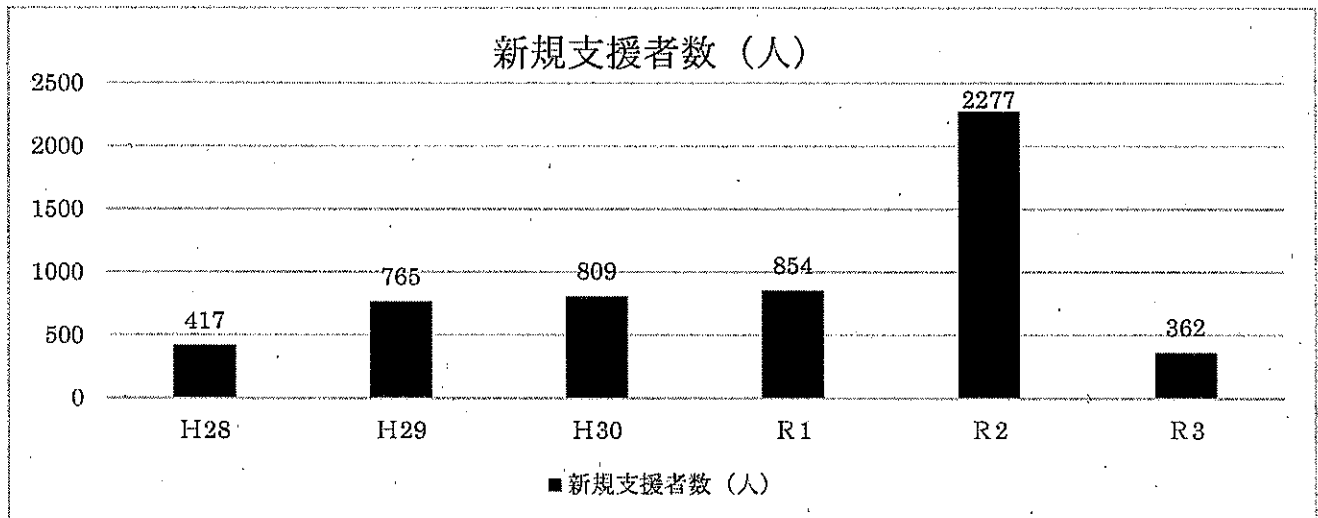
(2) 生活困窮者に対する相談支援体制について

| 事業名        | 内容  | 実施方法   |
|------------|---|--|
| ア 自立相談支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮、就職(増収も含む)、住宅、医療などに関する相談支援</li> <li>住居確保給付金の相談・受付</li> </ul> | 業務委託<br>【委託先】<br>長崎市社会福祉協議会  |
| イ 家計改善支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>家計管理や債務整理等に関する支援</li> <li>生活福祉資金等の貸し付けあっせん</li> </ul>            | 相談員等9名を配置<br>(主な所持資格)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士</li> <li>キャリアカウンセラー</li> <li>ファイナンシャル・プランニング技能士</li> </ul> |

(3) 生活困窮者自立相談支援事業の実績

【支援者数】

(令和3年5月末現在)



※1 令和2年度新規支援者2,277人のうち、コロナ関連の相談者は1,423人。

※2 令和3年度(5月末時点)での新規支援者362人のうち、コロナ関連の相談者は、231人。

(4) 住居確保給付金の申請状況

ア 令和2年度 住居確保給付金の相談・申請者数等

(令和3年3月末時点)

| 月      | 4月～6月  | 7月～9月  | 10月～12月 | 1月～3月             | 合計     |
|--------|--------|--------|---------|-------------------|--------|
| 延べ相談件数 | 2,353件 | 1,344件 | 922件    | 1,188件            | 5,807件 |
| ※相談人数  | 338人   | 116人   | 53人     | 116人              | 623人   |
| 申請者数   | 223人   | 64人    | 37人     | 56人<br>(うち再支給24人) | 380人   |

※相談人数は、具体的な申請の相談があった人数。

イ 令和2年度 住居確保給付金の申請理由内訳

(令和3年3月末時点)

| 申請理由   | 人数   | 備考   |
|--------|------|--|
| ①就労収入減 | 184人 | コロナ関連 269人<br>コロナ以外(離職・廃業) 111人<br>合計 380人 |
| ②離職・廃業 | 132人 |  |
| ③自営収入減 | 64人  |  |
| 合計     | 380人 |  |

【参考】令和3年度 住居確保給付金の相談・申請者数等と申請理由内訳 (令和3年5月末時点)

| 月          | 4月～5月             | 備考               |
|------------|-------------------|------------------|
| 延べ<br>相談件数 | 658件              | 【申請理由内訳】         |
| ※相談人数      | 67人               | ①就労収入減 21人       |
| 申請者数       | 55人<br>(うち再支給32人) | ②離職・廃業 21人       |
|            |                   | ③自営収入減 13人       |
|            |                   | 合計 55人           |
|            |                   | コロナ関連 38人        |
|            |                   | コロナ以外(離職・廃業) 17人 |
|            |                   | 合計 55人           |

※相談人数は、具体的な申請の相談があった人数。

ウ 住居確保給付金の支給額推移

| 年度     | 支給対象者数 | 延支給月数 | 支給額(円)     |
|--------|--------|-------|------------|
| H21    | 62     | 197   | 7,108,250  |
| H22    | 222    | 997   | 30,828,270 |
| H23    | 192    | 787   | 24,455,200 |
| H24    | 154    | 631   | 19,320,070 |
| H25    | 69     | 238   | 6,947,200  |
| H26    | 80     | 269   | 8,705,400  |
| H27    | 71     | 230   | 7,275,100  |
| H28    | 75     | 203   | 6,788,400  |
| H29    | 53     | 185   | 6,795,100  |
| H30    | 56     | 158   | 5,591,800  |
| R1     | 34     | 120   | 3,993,400  |
| R2(見込) | 380    | 2,024 | 71,026,800 |

※ 令和3年度については、当初予算額 90,040千円を計上。

【参考 1—1】住居確保給付金の支給要件

|       |   |
|-------|---|
| 支給対象者 | (1) 離職・廃業後2年以内の者<br>(2) 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者<br>◎(1)(2)ともに支給対象者は生計維持者であることを要件とする。 |
| 支給要件  | (1) 収入要件：市民税均等割額が非課税となる収入額の1/12。<br>(2) 資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記(1)の6月分を超えないこと。<br>(3) 求職要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。               |
| 支給期間  | 原則3か月（求職活動を誠実にやっている場合は3か月ごとの延長が可能で最長9か月まで）<br>◎ただし令和2年度中に新規申請した者については最長12か月まで。  |

※1 「支給対象者」の(2)は、令和2年4月20日から適用。

※2 過去の受給者であっても令和3年9月末までに申請があれば3か月間の再支給が可能。

ア 収入要件

| 世帯人数 | 収入基準額①   |
|------|----------|
| 1人   | 81,000円  |
| 2人   | 123,000円 |
| 3人   | 157,000円 |
| 4人   | 194,000円 |
| 5人   | 232,000円 |
| 6人   | 269,000円 |

イ 資産要件

| 世帯人数 | 預貯金の限度額<br>(収入基準額①×6) |
|------|-----------------------|
| 1人   | 486,000円              |
| 2人   | 738,000円              |
| 3人   | 942,000円              |
| 4人以上 | 1,000,000円            |

ウ 住居確保給付金の月額限度額

| 世帯人数 | 1人      | 2人      | 3人～5人   | 6人      | 7人以上    |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 限度額  | 36,000円 | 43,000円 | 47,000円 | 50,000円 | 56,000円 |

【参考 1—2】住居確保給付金の支給要件の主な見直し

| 時 期        | 種 類  | 内 容   |
|------------|------|---|
| 令和2年4月 1日  | 省令施行 | 年齢要件（65歳未満）の撤廃  |
| 令和2年4月20日  | 省令施行 | 住居確保給付金の支給対象者が給与収入の減収及び休業等により収入が減少した者まで拡大<br>【具体例】<br>・フリーランスや自営業者について事業を廃止した場合と同等程度の状況であれば対象<br>（令和2年4月20日 事務取扱問答）<br>・雇用により就業している者が勤務日数や勤務時間が減少し離職したのと同程度にある場合は対象<br>（令和2年4月20日 事務取扱問答）<br>・外国人留学生も生計維持者で収入要件、資産要件を満たせば対象<br>（令和2年4月28日 事務取扱問答）<br>・内定取消を受けた学生は、生計維持者で収入要件や求職活動等の各種要件を満たす場合であれば対象<br>（令和2年4月28日 事務取扱問答） |
| 令和2年4月30日  | 省令施行 | 公共職業安定所（ハローワーク）による求職活動要件の緩和   |
| 令和2年6月 8日  | 通 知  | 初回申請時の根拠資料の見直し及び延長申請時等の審査事務の簡略化   |
| 令和2年6月12日  | 通 知  | 社員寮について賃貸借契約の締結の他、支給要件を満たせば住居確保給付金の支給対象   |
| 令和2年7月 3日  | 省令施行 | 収入基準額及び家賃上限額を超過した場合の支給額の算定方法の見直し  |
| 令和2年12月25日 | 省令施行 | 令和2年度中の新規申請者に限って、支給期間を9か月から12か月とする見直し   |
| 令和3年2月 1日  | 省令施行 | 住居確保給付金の支給終了者に要件を満たせば、3か月間の再支給を可能とする見直し・・・再延長1回目（申請期限 令和3年3月31日）  |
| 令和3年4月 1日  | 省令施行 | 住居確保給付金の支給終了者に要件を満たせば、3か月間の再支給を可能とする見直し・・・再延長2回目（申請期限 令和3年6月30日）  |
| 令和3年6月11日  | 省令施行 | 住居確保給付金の支給終了者に要件を満たせば、3か月間の再支給を可能とする見直し・・・再延長3回目（申請期限 令和3年9月30日）<br>令和3年9月末までに住居確保給付金の申請があった場合は、特例として職業訓練受講給付金との併給を可能とする見直し   |



## 【参考 2】ながさき就職支援ルームについて

長崎市においては、労働局と連携し、主に生活保護、児童扶養手当及び住居確保給付金を受給されている方の就労支援を行うため、平成26年9月に長崎市役所別館内に長崎公共職業安定所(ハローワーク長崎)の常設窓口(ながさき就職支援ルーム)を設置している。

### (1)事業内容

#### ① ハローワークと市の関係者がチームとして連携する支援

関係者が同じ方向性で協力して支援し、効果的に就職活動を進める。

#### ② マンツーマンでの継続した支援

市が選定した支援対象者に対して、ハローワークの専任職員が本人の希望、能力、適性等に応じて、職業紹介や職業訓練の斡旋等、マンツーマンでの体系的な支援を行う。

#### ③ 懇切丁寧な専門的サポート支援

応募書類の添削指導、面接の練習等の支援を行う。

#### ④ 支援期間について

6か月の支援期間を設け、就職を目指す。

### (2) ながさき就職支援ルームの利用者及び就職者の推移

(単位：人)

|     | 平成26年度<br>(9月開設) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|------------------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 利用者 | 96               | 144    | 130    | 138    | 197    | 209   | 203   |
| 就職者 | 49               | 109    | 92     | 90     | 111    | 127   | 90    |

## 2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業について

(以下、教育厚生委員会資料からの抜粋)

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費 158,727千円

### (1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに伴い、国においては生活に困窮する世帯に対して緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきた。一方で、困窮世帯のなかには、すでに貸付限度額に達している世帯や社会福祉協議会からの再貸付を不承認とされた事例もあることから、このような世帯に対して就労による自立を図るため、または、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）を支給するもの。

なお、当該事業については、事務を効率的かつ迅速に実施する必要があることから緊急小口資金等の特例貸付制度について熟知しており、類似する住居確保給付金等の事務を行う長崎市社会福祉協議会に委託して実施する。

### (2) 事業内容

自立支援金は、以下のすべての要件を満たす者に対して支給する。

|         |  |
|---------|--|
| 支給対象者   | 次のいずれかに該当する者であること。<br>(ア) 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯。<br>(イ) 総合支援資金の再貸付が令和3年8月までに借り終わる世帯。<br>(ウ) 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯。  |
| 生計維持要件  | 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること。  |
| 収入要件    | 申請日の属する月における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入を合算した額が市民税均等割額の非課税となる収入額の1/12の額（以下「基準額」という。）及び生活保護法に基づく住宅扶助基準額を合算した額以下であること。<br>【参考】単身世帯：117,000円（非課税収入月額 81,000円 + 住宅扶助基準額 36,000円）<br>2人世帯：166,000円（非課税収入月額 123,000円 + 住宅扶助基準額 43,000円）<br>3人世帯：204,000円（非課税収入月額 157,000円 + 住宅扶助基準額 47,000円） |
| 資産要件    | 申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額の6か月分以下であること。（ただし100万円以下）   |
| 求職活動等要件 | 次のいずれかに該当する者であること。<br>(ア) ハローワーク等での求職活動を行うこと。<br>(イ) 生活保護の申請を行っていること。  |

## (3) 支給額及び支給期間

|      |   |
|------|---|
| 支給額  | 単身世帯：月6万円、2人世帯：月8万円、3人世帯以上：月10万円                |
| 支給期間 | 令和3年7月以降の最大3か月（申請受付は令和3年8月末まで）                  |
| 備考   | 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金及び低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能 |

## (4) 補正額

| 区分  | 予算額 (千円) | 内 訳  |
|-----|----------|--|
| 扶助費 | 156,000  | 【対象世帯】650世帯<br>@ 60,000円×3月×250世帯 = 45,000,000円<br>@ 80,000円×3月×150世帯 = 36,000,000円<br>@100,000円×3月×250世帯 = 75,000,000円<br>合計 156,000,000円 |
| 委託費 | 2,290    | 【受付事務委託費】令和3年6月下旬～9月（予定）<br>自立支援金受付事務（3名配置予定）  |
| 人件費 | 437      | 【会計年度任用職員】<br>1名分 令和3年7月～9月（3か月）   |
| 計   | 158,727  |  |

## (5) 財源内訳

| 事業費     | 財 源 内 訳 |      |     |       |      |
|---------|---------|------|-----|-------|------|
|         | 国庫支出金※1 | 県支出金 | 地方債 | その他※2 | 一般財源 |
| 千円      | 千円      | 千円   | 千円  | 千円    | 千円   |
| 158,727 | 158,726 | -    | -   | 1     | -    |

※1 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金：10/10

※2 雇用保険料個人負担金

【参 考】

1 緊急小口資金及び総合支援資金の制度について

(1) 緊急小口資金

| 項 目   | 本 則                            | 特例措置 (申請期限は令和3年8月末まで)  |
|-------|--------------------------------|--|
| 貸付対象者 | 緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 |
| 貸付上限  | 10万円以内                         | ①学校等の休業に伴う収入減少、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内<br>②その他の場合、10万円以内      |
| 据置期間  | 2月以内                           | 1年以内<br>令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。           |
| 償還期限  | 12月以内                          | 2年以内   |

※ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

(2) 総合支援資金

| 項 目   | 本 則  | 特例措置 (申請期限は令和3年8月末まで)                                    |
|-------|--|--|
| 貸付対象者 | 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯                  | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 |
| 貸付上限  | (2人以上)<br>月20万円×3月以内<br>=60万円以内<br>(単身)<br>月15万円×3月以内<br>=45万円以内 | 同 左<br>(延長・再貸付あり)<br>延長申請は令和3年6月末までが期限。                  |
| 据置期間  | 6月以内   | 1年以内<br>令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。       |
| 償還期限  | 10年以内  | 10年以内  |

償還免除について

(1)(2)の貸付対象者で償還時において、住民税非課税世帯の場合は償還を免除することができる。

【以下の資金の種類ごとに判定し免除】

- ①緊急小口資金・・・・・・・・・・令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
- ②総合支援資金(初回貸付分)・・・・令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
- ③総合支援資金(延長貸付分)・・・・令和5年度の住民税非課税
- ④総合支援資金(再貸付分)・・・・令和6年度の住民税非課税

2 自立支援金の対象者の考え方

自立支援金までの流れ

| 項目                         | 要件                          | 第1段階   | 第2段階       | 第3段階       | 第4段階       |
|----------------------------|-----------------------------|--------|------------|------------|------------|
| 第1段階<br>緊急小口資金             | 学校等の休業、個人<br>事業主等の特例の<br>場合 | 20万円以内 |            |            |            |
|                            | その他の場合                      | 10万円以内 |            |            |            |
| 第2段階<br>総合支援資金（初回）         | 2人以上世帯                      |        | 月20万円×3月以内 |            |            |
|                            | 単身世帯                        |        | 月15万円×3月以内 |            |            |
| 第3段階<br>総合支援資金（延長）         | 2人以上世帯                      |        |            | 月20万円×3月以内 |            |
|                            | 単身世帯                        |        |            | 月15万円×3月以内 |            |
| 第4段階 ※<br>総合支援資金（再貸付）      | 2人以上世帯                      |        |            |            | 月20万円×3月以内 |
|                            | 単身世帯                        |        |            |            | 月15万円×3月以内 |
| 新型コロナウイルス感染症<br>生活困窮者自立支援金 | 3人以上世帯                      |        |            |            | 月10万円×3月以内 |
|                            | 2人世帯                        |        |            |            | 月8万円×3月以内  |
|                            | 単身世帯                        |        |            |            | 月6万円×3月以内  |

※ 今回の自立支援金は、原則として令和3年5月末までに（第4段階）の総合支援資金（再貸付）の申請まで至った世帯が対象。

3 対象者への周知方法

①6月下旬 随時受付開始

- ・支給対象者への申請書等の発送
- ・長崎市及び社会福祉協議会のホームページへの掲載

②8月31日 申請締切

4 緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付に係る貸付の状況

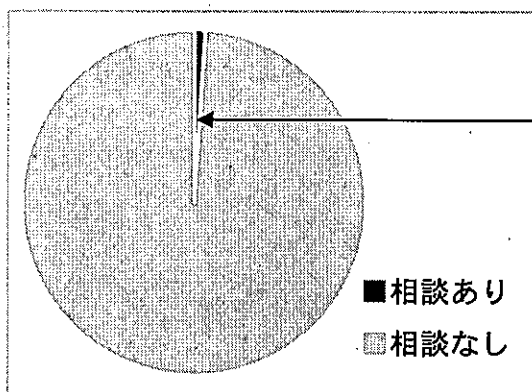
(令和2年3月25日～令和3年5月末)

|             | 緊急小口資金    |           |            | 総合支援資金<br>(延長・再貸付を含む) |           |            | 合 計       |           |            |
|-------------|-----------|-----------|------------|-----------------------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|
|             | 相談<br>(件) | 貸付<br>(件) | 金額<br>(千円) | 相談<br>(件)             | 貸付<br>(件) | 金額<br>(千円) | 相談<br>(件) | 貸付<br>(件) | 金額<br>(千円) |
| 長<br>崎<br>市 | 5,741     | 3,779     | 716,610    | 4,026                 | 4,077     | 2,146,100  | 9,767     | 7,856     | 2,862,710  |
| 長<br>崎<br>県 | 16,101    | 8,657     | 1,641,566  | 11,841                | 8,684     | 4,626,383  | 27,942    | 17,341    | 6,267,949  |

(長崎県社会福祉協議会調べ)

### 3. 大学生等における新型コロナウイルス感染症の影響及び支援制度について

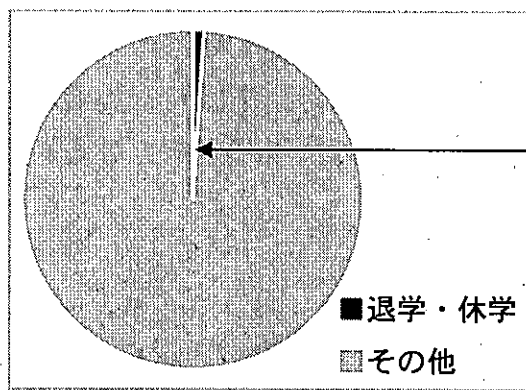
#### (1) コロナ禍による学生のアルバイト収入減少や親の収入減少に関する相談件数



延べ 28,719 人の学生中、169 人  
(0.6%) の学生が大学へ相談

※長崎地域 7 大学へのアンケート調査結果  
(令和 2 年度、令和 3 年度の延べ人数)

#### (2) コロナ禍が原因で退学・休学した学生数



学生総数 14,359 人に対し、  
退学・休学数は 20 人 (0.1%)

※長崎地域 7 大学へのアンケート調査結果  
(令和 2 年度実績)

#### (3) 国の各種支援制度の周知及び活用状況

##### ア 周知状況

大学ごとに「相談窓口」、「HP」、「メール」、「掲示板・電子掲示板」などを活用し、国の各種支援制度を周知している状況。

##### イ 主に活用されている支援制度

コロナ禍の影響に関して主に活用されている支援制度は「高等教育の修学支援新制度」

#### (4) 大学独自の支援制度

大学ごとに支援制度は異なるが、「授業料の納期限延長・猶予」を中心に、下記の独自の支援が行われている状況。

##### ア 授業料の納期限延長・猶予

##### イ 授業料等免除 (一部免除含む)

##### ウ 生活支援金

##### エ 給付型奨学金

【参考】高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）

授業料・入学金の免除または減免と、給付型奨学金の支給の2つの支援をセットで行うことにより、大学等で安心して学ぶことができる制度。令和2年4月より国において実施されている。

|            | 内容   |
|------------|--|
| 対象学校種      | 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校  |
| 支援内容       | 授業料等減免 年額最大 70 万円（別途入学金も支援）<br>給付型奨学金 年額最大 91 万円                 |
| 対象学生       | 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生  |
| 申請方法       | 給付型奨学金は年2回（春・秋）在学中の大学等を通じて日本学生支援機構へ申込。授業料等減免は入学時に進学先の大学等へ申込。     |
| 新型コロナによる特例 | 新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した場合、随時申込可能とし、家計急変後の1ヶ月程度の所得で対象となるかを判定する。 |

**授業料等減免**

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

|        | 国公立   |       | 私立    |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|
|        | 入学金   | 授業料   | 入学金   | 授業料   |
| 大学     | 約28万円 | 約54万円 | 約26万円 | 約70万円 |
| 短期大学   | 約17万円 | 約39万円 | 約25万円 | 約62万円 |
| 高等専門学校 | 約8万円  | 約23万円 | 約13万円 | 約70万円 |
| 専門学校   | 約7万円  | 約17万円 | 約16万円 | 約59万円 |

**給付型奨学金**

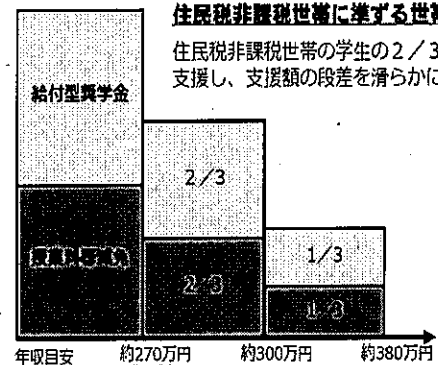
○ 日本学生支援機構が各学生に支給

○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 国公立 大学・短期大学・専門学校 | 自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円 |
| 国公立 高等専門学校       | 自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円 |
| 私立 大学・短期大学・専門学校  | 自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円 |
| 私立 高等専門学校        | 自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円 |

**住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生**  
住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



（両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる）

**支援対象者の要件**

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

**大学等の要件**：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

制度概要（出典：文部科学省 HP）



【参考】新型コロナウイルス感染症により影響を受けた学生が活用できる支援措置

|   | 低所得世帯の学生 | 幅広い世帯の学生 | 家計急変世帯の学生 | アルバイト収入減の学生 | 奨学金返還が不安な学生 | 入学時等の支援が必要な学生 |
|---|----------|----------|-----------|-------------|-------------|---------------|
| ①高等教育の修学支援新制度<br>【窓口：大学等】                 | ○        |          | ○         |             |             | ○             |
| ②生活福祉資金の特例貸付<br>(緊急小口資金)<br>【窓口：市社会福祉協議会】 | ○        |          |           |             |             |               |
| ③生活福祉資金貸付制度<br>(教育支援資金)<br>【窓口：市社会福祉協議会】  | ○        |          |           |             |             | ○             |
| ④住居確保給付金<br>【窓口：市社会福祉協議会】                 | ○        |          |           |             |             |               |
| ⑤貸与型奨学金<br>【窓口：大学等】                       |          | ○        | ○         |             |             | ○             |
| ⑥国の教育ローン<br>【窓口：日本政策金融公庫】                 |          | ○        |           |             |             | ○             |
| ⑦母子父子寡婦福祉貸付金<br>(就学支度資金・修学資金)<br>【窓口：長崎市】 |          | ○        |           |             |             |               |
| ⑧緊急特別無利子貸与型奨学金<br>【窓口：大学等】                |          |          |           | ○           |             |               |
| ⑨新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金<br>【窓口：厚生労働省】    |          |          |           | ○           |             |               |
| ⑩雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例措置※<br>【窓口：厚生労働省】    |          |          |           | ○           |             |               |
| ⑪貸与型奨学金返済支援<br>【窓口：日本学生支援機構】              |          |          |           |             | ○           |               |
| ⑫奨学金代理返済<br>【窓口：日本学生支援機構】                 |          |          |           |             | ○           |               |
| ⑬地方創生返還支援<br>【窓口：長崎県】                     |          |          |           |             | ○           |               |

※⑩については、学生が申請するものではなく、アルバイト先等の事業主が申請を行う。

2 子育て世帯への経済支援について

(1) 新型コロナウイルス感染症に伴う「生活を守る」関連の支援(令和3年度実施分)

| 分野     | 種別                                 | 概要  | 令和3年度   |  |
|--------|------------------------------------|---|---|--|
|        |                                    |   | 予算  | 実績 (R3.6時点)  |
| ひとり親家庭 | (1)<br>子育て世帯生活支援特別給付金<br>(ひとり親世帯分) | <p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和3年4月分の児童扶養手当受給者</li> <li>②公的年金給付等を受けていることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。)</li> <li>③令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者等</li> </ul> <p>【支給額】50,000円/児童<br/>【支給期間】令和3年5月～令和4年3月</p>  | <p>【3号補正(4月) 専決】</p> <p>317,750千円<br/>(国10/10)</p> <p>6,355人</p>  | <p>287,800千円<br/>執行率: 90.6%</p> <p>5,756人</p>  |
| 子育て家庭  | (2)<br>子育て世帯生活支援特別給付金<br>(その他世帯分)  | <p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のふたり親等その他子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。</p> <p>【対象者】</p> <p>ア 所得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和3年度分の市民税均等割が非課税であること</li> <li>②令和3年度分の市民税均等割が課税の場合、令和3年1月以降に家計が急変し、申請者及び配偶者が市民税均等割非課税水準未満であること</li> </ul> <p>イ 養育要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和3年4月分の児童手当・特別児童扶養手当受給者</li> <li>②令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当・特別児童扶養手当を新規(額改定も含む)に受ける者</li> <li>③令和3年3月31日において、平成15年4月2日～平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者、または、令和3年4月以降に新たに当該児童を養育するに至った者(高校生のみを養育する者)</li> </ul> <p>【支給額】50,000円/児童<br/>【支給期間】令和3年8月～令和4年3月</p>   | <p>【6号補正(5月)】</p> <p>362,500千円<br/>(国10/10)</p> <p>支給見込み:<br/>7,250人</p>  | <p>令和3年8月以降<br/>支給予定</p>   |
| ひとり親家庭 | (3)<br>高等職業訓練促進給付金<br>(拡大分)        | <p>新型コロナウイルス感染症の問題が長引く中で、影響を受けやすい非正規雇用労働者等を中心に雇用や生活への影響が続いている状況を勘案し、国が令和3年度に母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令等を改正し、高等職業訓練促進給付金と高等職業訓練修了支援給付金の支給対象者や支給対象期間の拡充が行われたことから、長崎市においても同様に支援を拡充する。</p> <p>【対象者】次の①と②のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①児童扶養手当の支給を受けている者又は同等の所得水準にある者</li> <li>②国が指定する養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者</li> </ul> <p>【対象資格】就職の際に有利となる資格であって、養成機関において、修業する資格<br/>(例)看護師、准看護師、保育士、介護福祉士等</p> <p>【支給額】非課税世帯 100,000円/月、課税世帯 70,500円/月※最終年度加算 40,000円/月</p> <p>【拡充内容】ア 令和3年度の限定的な拡充<br/>(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始するものが対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①養成機関において6月以上の修業に対象拡大</li> <li>②情報通信関係等民間資格も対象</li> </ul> <p>イ 令和3年度以降も継続する拡充<br/>「准看護師」から引き続き「看護師」の資格を取得する場合には、3年間の支給上限が4年間に変更</p> | <p>【6号補正(5月)】</p> <p>46,475千円<br/>(国3/4、市1/4)</p> <p>133件</p> <p>(参考)<br/>当初予算を含めた<br/>総額<br/>80,217千円<br/>183件</p> | <p>491千円<br/>執行率: 1.1%</p> <p>4件</p> <p>(参考)<br/>当初予算を含めた<br/>総額<br/>2,963千円<br/>27件</p> |

(参考)長崎県で実施予定の生活支援

| 分野     | 種別                  | 概要   | 令和3年度  |
|--------|---------------------|--|--------|
| ひとり親家庭 | 償還免除付ひとり親家庭住宅支援資金貸付 | 就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、就労に資する住宅の居住を促進する観点から、住居の借り上げに必要な資金の無利子貸付制度を創設し、安定的な就労につながった場合(1年間の就労継続後)に貸付金の償還を一括して免除する。(負担割合は、国9/10、県1/10)<br>【対象者】児童扶養手当受給者(同等の水準の者を含む)であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者<br>【貸付内容】①貸付額：入居している住宅の家賃の実費<br>【上限：40,000円/月】を貸付(原則、12か月)<br>②償還期限：都道府県知事等が定める期間<br>③利息：無利子 | 今後実施予定 |

(2) 新型コロナウイルス感染症に伴う「生活を守る」関連の支援(令和2年度実施分(一部令和3年度も実施))

| 分野     | 種別                       | 概要   | 令和2年度  |   | 令和3年度<br>R3.6時点  |
|--------|--------------------------|--|--|---|--|
|        |                          |  | 予算   | 実績  |  |
| 妊産婦    | (1) 子育て応援特別給付金           | 新型コロナウイルス感染症の流行により、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活している状況にあることから、妊産婦とその子育てを応援するため、特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日以降に生まれた子どもを対象に、県の補助制度を活用し市独自の給付金を支給する。<br>【対象者】令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、申請日時点で長崎市の住民基本台帳に登録されている子ども<br>【支給額】100,000円/児童(他都市からの転入者で類似の給付金を受給している場合は、100,000円を上限に既受給額との差額を給付する)<br>【申請期間】令和3年5月31日まで   | 【11号補正(9月)】<br>234,500千円<br>(県1/2、市1/2)                | 218,450千円<br>執行率：93.2%  | 【当初】<br>予算額：1,800千円<br>(市10/10)<br>(R3.4.1出生)<br>【繰越】<br>予算額：25,500千円<br>(県1/2、市1/2) |
| 子育て家庭  | (2) 子育て世帯への臨時特別給付金       | 小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、児童手当(特例給付は除く)を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対し、臨時特別給付金を支給する。<br>【対象者】令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者。(特例給付を除く)<br>【支給額】10,000円/児童(1回限り)<br>【支給期間】令和2年6月~令和3年3月   | 【4号補正(5月) 専決】<br>480,000千円<br>(国10/10)<br>48,000人      | 478,980千円<br>執行率：99.8%<br>47,898人                                       |  |
| ひとり親家庭 | (3) ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給含む) | 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給する。<br>【対象者】①令和2年6月分の児童扶養手当受給者<br>②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。)<br>③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者等<br>【支給額】ア 基本給付 50,000円/世帯、第2子以降 30,000円/児童を加算<br>イ 追加給付 50,000円/世帯(対象者の①と②のみ)<br>ウ 再支給 アと同じ<br>【支給期間】ア及びイ 令和2年8月~令和3年3月<br>ウ 令和2年12月~令和3年3月 | 【8号補正(6月)】<br>【16号補正(12月) 専決】<br>694,110千円<br>(国10/10) | 631,630千円<br>執行率：91.0%<br>ア 基本給付 6,270人<br>イ 追加給付 1,831世帯<br>ウ 再支給 アと同じ |  |

(3) 新型コロナウイルス感染症に伴う支援(利用料等の返還)

| 分野       | 種別            | 概要  | 令和2年度                                |                       | 令和3年度<br>R3.6時点                                    |
|----------|---------------|---|--------------------------------------|-----------------------|--|
|          |               |   | 予算                                   | 実績                    |  |
| 放課後児童クラブ | (1)<br>利用料の返還 | <p>・新型コロナウイルス感染症対策に係る小学校の臨時休業に伴い、市から利用者へ自宅での養育の協力依頼をした場合に、通所を自粛した利用者へ利用料を日割りで返還する。(令和2年度)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の感染判明により放課後児童クラブが閉所となった場合等、新型コロナウイルス感染症を原因として利用児童がクラブを利用できなかった場合に、事業者が当該期間の利用料を利用者へ日割りで返還した額について、事業者へ補助を行う。(令和2・3年度)</p> <p>【対象者】新型コロナウイルス感染症を原因としてクラブを利用できなかった利用者</p> <p>【補助額】500円/日(児童1人当たり日額上限)</p> <p>【対象期間】令和2年4月～令和4年3月</p>                     | 【7号補正(6月)】<br>18,356千円<br>(国・県・市1/3) | 11,000千円<br>執行率:60.0% | 【8号補正(6月)】<br>予算額:9,500千円<br>(市10/10)<br>見込:6,275人 |
| 幼児教育・保育  | (2)<br>保育料の返還 | <p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育所等が臨時休園等した場合(市町村からの登園自粛要請を含む)の保育料について、日割り計算を行い減額し、返還する。</p> <p>【対象者】保育料納付義務者(0~2歳児クラスの児童の保護者)</p> <p>【対象施設】保育所、認定こども園及び小規模保育事業</p> <p>ア 保育所及び市立認定こども園<br/>調定時の保育料を徴収し、欠席日数確定後翌月以降に保護者に還付する。</p> <p>イ 認定こども園及び小規模保育事業<br/>調定時の額で施設が保護者から保育料を徴収し、欠席日数確定後に減額分を市から施設へ施設型給付費として支給し、同額を施設から保護者に返還する。</p> <p>【減額(計算式)】 保育料×当該月の臨時休園等の日を除く開所日数÷25</p> | 歳入還付等                                | 6,315人<br>33,345千円    | 22人<br>40千円  |

(4) 新型コロナウイルス感染症に伴う支援(支払・徴収の猶予)

| 分野      | 種別                           | 概要  | 令和2年度<br>実績  | 令和3年度<br>実績:R3.6時点 |
|---------|------------------------------|---|--------------|--------------------|
| ひとり親家庭  | (1)<br>母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金支払猶予 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間において、収入が概ね20%以上減少しているなど、貸付金の償還が困難な市民の救済のため、納期限から1年間の償還を猶予する。令和3年度は、収入が減少となる対象期間を、猶予期間の始期直前の1年間に要件を一部変更。</p> <p>【対象者】母子父子寡婦福祉資金貸付金償還者</p> <p>【対象期間】令和2年2月1日(令和元年度)～令和4年1月31日に納期が到来する債権</p>   | 1世帯<br>284千円 | 申請なし               |
| 幼児教育・保育 | (2)<br>保育料の徴収猶予              | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間において、収入が概ね20%以上減少しているなど、保育料の納入が困難な市民の救済のため、納期限から1年間の償還を猶予する。令和3年度は、猶予期間の始期の前日以前1年間の事業等に係る収入が、当該1年間の直前の1年間に比べて概ね20%以上減少していることなどに要件が一部変更。</p> <p>【対象者】市立及び私立保育所、市立認定こども園、市立幼稚園等の使用料、負担金の納付義務者</p> <p>【対象期間】令和2年2月1日(令和元年度)～令和4年1月31日に納期が到来する債権</p> <p>※令和2年度の猶予金額のうち、1件140千円については、R2.12.7に全額納付。</p> <p>令和3年度分は、令和2年度に申請があり、猶予期間の延長がされたもの。</p> | 2人<br>664千円  | 1人<br>524千円        |